

マルおおさきの使用にあたっての規定

(目的)

第1条 本施設は、広く町民等に対し、学習の場や交流の場を提供することにより、地域の活性化に資することを目的とする。

(使用対象施設及び使用時間)

第2条 マルおおさき内で使用できる施設はマルおおさき1階スペース（以下、本施設という。）とし、当分の間、2階部分は使用の対象から除く。

2 本施設の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(使用方法)

第3条 本施設を使用しようとする者は、【別紙1】使用申込書を提出し、あらかじめ使用日時及び使用目的等について、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受け使用した場合は、速やかに【別紙2】使用報告書を提出しなければならない。

3 本施設の鍵等の貸し出しについては、【別紙3】使用の流れのとおりとする。

(使用の制限)

第4条 以下の目的で使用することは許可しない。

- (1) 商用や営利を主たる目的とする場合。
- (2) 特定の宗教・政治団体等が使用する場合。
- (3) 暴力団や反社会的勢力の構成員が使用もしくは来場する場合。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 本施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

(使用の取消し)

第5条 町長は以下のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 本規定に違反したとき。
- (2) 使用申込書に偽りの記載等を行い使用の許可を受けた場合。
- (3) 使用中において、著しく秩序を乱す行為があった場合。
- (4) 災害その他の事故により使用できなくなった場合。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認められるとき。

2 使用の許可を受けた者が、前項の規定による使用許可の取り消しによって損害等を生じることがあっても、町及び町長はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 本施設の使用料は、30分あたり300円とする。

2 使用料の納付は、【別紙2】使用報告書に基づき、使用後に納付するものとする。

(使用許可の譲渡及び転貸の禁止)

第7条 本施設の利用者は、その許可を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

(原状回復)

第8条 利用者が本施設の使用を終了し、または使用を停止されたときは、直ちに本施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、本施設に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、または免除することができる。